

第5章 計画を進めるために

第1節 推進体制

第2節 進行管理

第5章 計画を進めるために

第1節 推進体制

本計画では、市民や事業者、市民活動団体、学識経験者、行政などで構成する（仮称）地球温暖化対策アクションプラン協議会を設置し、取組の進捗状況や温室効果ガス排出量の目標達成状況の評価・見直しを行います。

計画の進捗状況などは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき公表するとともに、環境審議会に報告します。計画の見直しなどについては、環境審議会に諮問します。

【 環境審議会 】

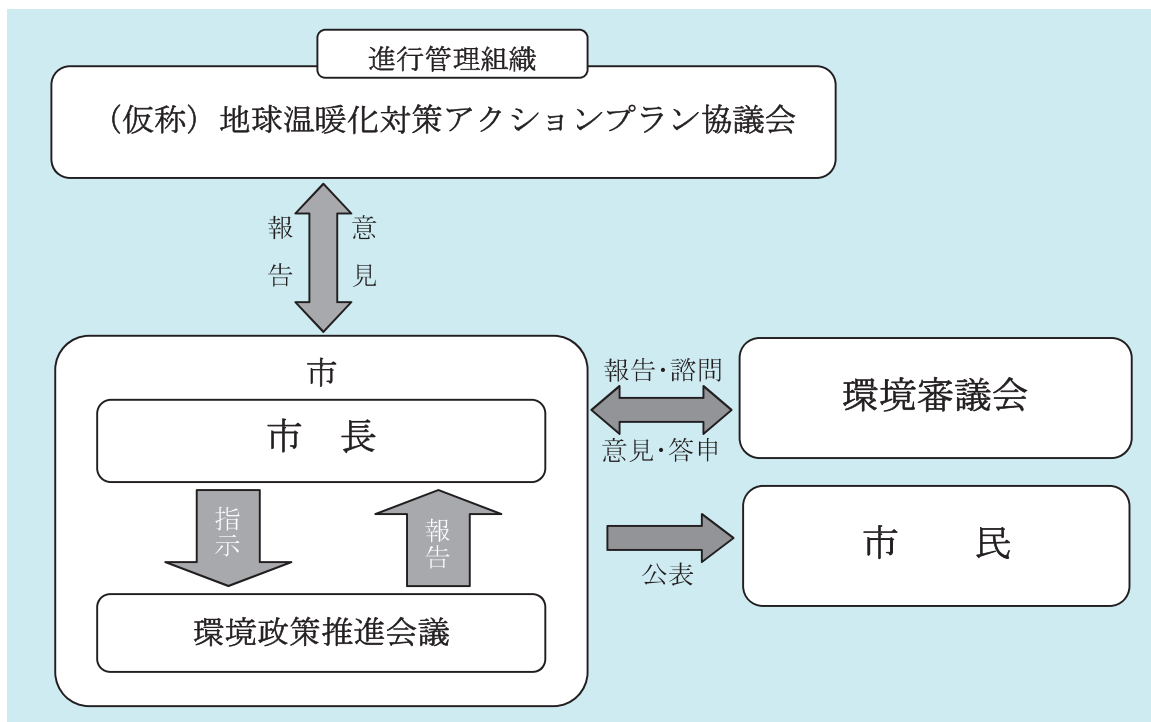
鹿児島市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項等について調査審議等を行う組織で、計画の目標達成状況等に関する報告を受けて、これに対して意見を述べます。

【 （仮称）地球温暖化対策アクションプラン協議会 】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市民や事業者、市民活動団体、学識経験者、行政などで構成する組織で、取組の進捗状況や温室効果ガス排出量の目標達成状況の評価・見直しを行います。

【 環境政策推進会議 】

全庁的な組織で、各部局の地球温暖化対策に関連する事業・施策との連携確保、実施状況の把握や情報交換の実施など、全庁的な取組を推進します。



第2節 進行管理

進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCA方式により実施します。

本計画に基づく取組の進捗状況や温室効果ガス排出量の目標達成状況を、毎年度把握するとともに、増減要因の分析・評価を行います。この結果を踏まえて、各施策等を見直し、計画を実施します。

